

環境大臣 小泉進次郎 様 環境省環境再生·資源循環局 廃棄物規制課 山王静香様 環境省環境再生·資源循環局 廃棄物規制課 寺井徹様

## バーゼル条約における廃プラスチック新規制に関する要望書

国際環境NGOグリーンピース・ジャパン 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8-13-11 NF ビル 2F 電話番号: 03-5338-9800 事務局長 サム・アネスリー

2019年のバーゼル条約第14回締約国会議(COP14)で、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約における、リサイクル困難な「汚れたプラスチックごみ」の規制が合意されました。2021年1月から施行される本規制により、ほとんどの種類のプラスチックごみの輸出手続きにおいて、輸出国は事前に相手国側の同意が必要になります。

この新たな規制を実行力あるものにするためには、OECD加盟国がバーゼル条約のもとで合意した新しいルールを、広く国際舞台でも遵守していくことが欠かせません。OECD会議の場でぜひ環境省にリーダーシップをとっていただきたく、本状を差し上げました。

現在、日本をはじめとする先進国で排出された廃プラスチックの多くは、東南アジアなどの発展途上国や新興国に輸出されています。OECD加盟国においても同様の事例が確認されており、比較的低所得国であるトルコへの廃プラスチックの輸出量が増加しています。こうして輸出された廃プラスチックは、管理が不十分な場合、深刻な環境および健康への被害を引き起こし、そのリスクは「汚れたプラスチックごみ」においては更に高くなります。このほど、グリーンピース・マレーシアは、グリーンピース・ドイツと共同で行ったマレーシアの現地調査を発表し、世界から集まった廃プラスチックが途上国で環境汚染を引き起こしている実態を改めて示しました(添付資料)。このような世界的な状況から、廃プラスチック輸出側である先進国が、バーゼル条約の新ルールの円滑な施行を支援する姿勢を積極的に示すことが非常に重要です。

世界でも有数の廃プラスチック輸出国である日本の責任は、特に重大で、一層の対応が求められています。日本政府は昨年のバーゼル条約締約国会議(COP14)において「汚れたプラスチック」の規制合意に向けて、世界にリーダーシップを示すことに成功しました。また、G20の大阪首脳宣言に盛り込まれた「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」においても、内容にはさまざまな課題が残るものの、日本政府がプラスチック問題解決のための道筋を示そうとしたことは評価されます。



来年から施行されるバーゼル条約の「汚れたプラスチック」の国際取引の規制を実効性のあるものにするためには、OECD加盟国がバーゼル条約のもとで合意した新しいルールを、広く国際舞台で遵守していくことが欠かせません。もしくは、環境保護や健康被害を防ぐために同等の水準をもった代替ルールを示す必要があります。日本政府には6月16~17日に開催されるOECD「資源効率性と廃棄物に関する部会(Working Party on Resource Productivity and Waste)」においても、自らリーダシップをとったバーゼル条約の新たな廃プラスチック規制を支持する立場を明確にし、来年からの新たな規制の遵守を保証できるよう、さらなるリーダーシップを示すことを求めます。

国際環境NGO グリーンピース・ジャパン 事務局長 サム・アネスリー

本件に関する問い合わせ先: 国際環境NGO グリーンピース・ジャパンプラスチック問題担当 大舘 弘昌 (hodachi@greenpeace.org)